



創法律事務所

— So Law Office —



金融法学会 仮想通貨コメント

創法律事務所

弁護士 斎藤創

s.saito@so-law.jp

2016年10月10日

仮想通貨の新規制について(1)



創法律事務所
— So Law Office —

- 業界的には歓迎の意見
- 制定の経緯
 - 2014年2月 MtGox破綻(新概念、自主規制に)
 - 2015年6月 FATF勧告
 - 2016年5月 新法成立
 - 2017年春 施行
- MtGox破綻から3年経過、仮想通貨の取引量は大きく増大



仮想通貨の新規制について(2)

- 仮想通貨を新しいコンセプトとした上で新規制
但し、既存法は参考にしている
- 仮想通貨自体の規制はせず Gateway である取引所を規制
- 幅広く仮想通貨をカバー。電子マネー、ゲーム内通貨などを除く





仮想通貨の新規制について(3)

- 今後の検討課題
 - 仮想通貨の範囲
 - ICO
 - 消費貸借や消費寄託
 - 銀行の付随業務
 - 消費税

取引所破産時の預資産の取り扱い(1)



創法律事務所
— So Law Office —

- 所有権の対象ではない(裁判例)に同意
- 分別管理なしの場合、取戻権はないことに同意
- しかしあらゆる場合に取戻権なしでいいのか？

取引所破産時の預資産の取り扱い(2)



創法律事務所
— So Law Office —

- 会社所有のPCに個人ウォレットを作成、ビットコインを保管。その後、会社が倒産した場合 → 実体法上も請求権？
- 分別管理し混蔵保管の場合 → 信託法理や問屋の法理の適用可能性
- 特定のユーザーとウォレットが紐づいている場合 → 封入した現金の占有権との対比
- マルチシグの場合 → 誰が“保有者”になるのか

何らかの「財産権」の対象であると考えられないのか？



規制と実体法の比較

- 規制

仮想通貨が新しいコンセプトであることを前提に立法
但し、既存の法制を参考にはしている

- 実体法、倒産法

現在は既存の法律に当てはめて解釈

今後の課題として、実体法でも新しいコンセプトを前提とした解釈論や立法の必要性があるのではないか